

広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十六号

広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。
第十九条第一項の表土木建築局の部土木建築総務課の款に次のように加える。

広島県あつせん 委員	土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の規定に基づき、同法第三条各号のいずれかに掲げる事業の用に供するため土地等の取得に関する紛争についてあつせんを行うこと。
広島県仲裁委員	土地収用法の規定に基づき、同法第三条各号のいずれかに掲げる事業の用に供するための土地等の取得に関する紛争（土地等の取得に際しての対償のみに関するものに限る。）について仲裁を行うこと。

第十九条第一項の表土木建築局の部用地課の款中「（昭和二十六年法律第二百十九号）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。